

○大府市休耕地花いっぱい事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休耕地を有効に活用し、及び耕作放棄地の拡大を防ぐため、市内の農地に景観作物を栽培することによって花のあふれる景観を形成し、市民生活に潤いをもたらす事業に取り組む農業者等に対して予算の範囲内において交付する大府市休耕地花いっぱい事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において景観作物とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 菜の花
- (2) れんげ
- (3) コスモス
- (4) ヒマワリ
- (5) マリーゴールド
- (6) その他景観作物として市長が認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の農地（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）に所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の一団の農地に景観作物を1a以上の面積において年1回以上作付けし、その栽培期間以外の期間については、作物の作付け、機能保全を行うこと等により適切に管理する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 同一の事業において、本補助金の交付申請年度に国、県その他の補助金の交付を受けたもの
- (2) 販売を目的とする作物の栽培や営利を目的としたもの
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1a当たり800円とし、予算で定める額の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施状況を現地等で確認が可能な期日又は事業の実施年度の2月末までのいずれか早

い日までに、市長に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知する。

(現地調査)

第8条 市長は、必要に応じ、前条の規定による通知の後に現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 第7条の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者からの請求により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(補助金の交付申請等の委任)

第12条 申請者は、補助金の交付申請、受領及び返還に関する事務を、あいち知多農業協同組合代表理事組合長(以下「受任者」という。)に委任することができるものとする。

2 前項の規定による委任があった場合の補助金に係る交付決定等の通知は、受任者に対し行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。